

## 西宮北口こどもの園 重要事項説明書

保育の提供の開始に当たり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

### 1 運営主体

(ア) 法人の名称	社会福祉法人みかり会
(イ) 法人の所在地（主たる事務所）	兵庫県南あわじ市松帆高屋乙 192
(ウ) 法人の電話番号、FAX 番号	0799-36-2344 FAX0799-36-3501
(エ) 法人の代表者の職名・氏名	理事長 谷村 誠
(オ) 法人の設立	昭和 40 年 5 月 12 日

### 2 施設等の概要

(ア) 施設の種別	保育所
(イ) 施設の名称	西宮北口 こどもの園
(ウ) 施設の所在地	西宮市高松町5番19号
(エ) 施設の電話番号、FAX番号	0798-64-0800 FAX0798-64-0801
(オ) 施設の管理者の職名及び氏名	園長 西駄 和美
(カ) 認可日	平成30年12月1日

### 3 保育等の内容、施設の詳細

(ア) 施設の利用定員	支給認定2・3号（0～5歳児） 50人
-------------	---------------------

#### (イ) 保育を提供する日

月曜日から土曜日まで。ただし、年末年始、祝祭日を除く。

(ウ) 施設の開所時間	7時00分～21時00分
-------------	--------------

#### (エ) 保育を提供する時間

##### 保育標準時間認定

7時30分から18時30分の範囲内で、保護者が保育を必要とする時間

##### 保育短時間認定

8時30分から16時30分の範囲内で、保護者が保育を必要とする時間

#### (オ) 延長保育の内容

やむを得ない理由により、支給認定における保育必要量の範囲を超えて保育を必要とする場合は、当該支給認定に係る園児に対し保育の必要な範囲内において延長保育を提供します。

#### (カ) 産休明け保育の内容

生後57日以降で、支給認定を受けた園児に対して保育を提供します。

#### (キ) 保育の内容

「保育所保育指針」に基づき、支給認定を受けた保護者に係る園児に対し、保育を提供する。2・3号認定子どもについては、当該支給認定における保育必要量の範囲内において保育を提供します。

(ク)保育の理念、方針、目標

① 保育の理念

『人としての素地を培う』

② 保育の方針

1. 『養護の方針～アットホームな“扈間の家庭”』
2. 『教育の方針～感知融合（総合的人間力を培う）』

③ 保育の目標

1. 養護の目標

- ・扈間の家庭をめざす
- ・保護者との共育

2. 教育の目標

- ・創造力を培う
- ・論理的思考力を培う
- ・人らしく生きる素地を培う
- ・関わる力を培う
- ・自立性を高める

\*尚、詳細については「保育のしおり」をご参照ください。

(ケ)食事の提供

食事は園内の調理室で調理を行い、提供します。

2・3号認定子どもについては扈食及び午後のおやつを提供します。

(コ)その他保育に係る行事等

「えんのしおり」記載のとおり

(サ)居室面積、園舎面積、園庭面積等

敷 地 面積 777.40 m<sup>2</sup>

建 物 鉄筋コンクリート 1階建て

延べ床面積 338.61 m<sup>2</sup>

乳児室・ほいく室 2室 29.87 m<sup>2</sup>

保育室・遊戯室 4室 187.51 m<sup>2</sup>

その他、調理室

屋外遊戯場 345.56 m<sup>2</sup>

## 4 職員の体制

(ア)職種別の職員の数（資格保有者の数）

園 長 常 勤 1人

保育士 常 勤 5人

非常勤 9人

#### (イ)職員の勤務形態、労働時間

正規職員の勤務時間帯

- ① 7:00～16:00、②9:00～18:00、③10:00～19:00

#### (ウ)職員の経験年数

園長の経験年数 1年

保育士（常勤）の平均経験年数 5年

### 5 利用料等

#### 利用者負担額以外の費用

延長保育料及びその他の費用について、別表1・2のとおり徴収を行います。

#### 口座振替による徴収について

##### (ア) 対象となる費用

リース代（0～4歳児）・主食費・副食費（主食・副食費は3歳以上児）・月極の延長料金は口座振替により毎月徴収します（他の料金は現金による都度払いになります）。

##### (イ) 口座振替日

上記（ア）の料金は、当月27日に引き落としとなります。（金融機関が休みの場合はその翌営業日）

※必ず、引き落としの前日までに指定口座へ入金してください。

※口座振替ができなかった場合は、現金徴収となります。

その際は、振替手数料130円をご負担いただきますので、ご了承ください。

### 6 退園

#### (ア) 6歳になった年度の3月末をもって卒園となります。

#### (イ)下記の場合、保育の提供を終了し、退園となります。

- ・支給認定保護者が退所を申し出たとき（転居など）
- ・保育認定こどもに該当しなくなったとき（復帰予定のない離職など）
- ・その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

### 7 嘱託医

#### (ア)嘱託医 ユニコの森 村上こどもクリニック 村上 博

#### (イ)嘱託歯科医 なかつじ歯科 中辻 常吉

### 8 健康診断の実施

#### (ア)内科健診

乳児健診として、0、1歳児は、毎月実施、

内科健診として2歳児以上は年2回（誕生日と半年後）実施します。

(イ)歯科健診

全年齢対象年1回（秋季）

(ウ)耳鼻科健診、眼科健診

全年齢対象年1回（秋季）

(才)身体測定

毎月、身長・体重の測定を行い、結果については「ブレイン」に記載します。

## 9 苦情等の相談窓口

(ア)相談窓口

窓 口 主任保育士

責 任 者 園 長 西躰 和美

連 絡 先 電 話 0798-64-0800

(イ)第三者委員

南あわじ市社会福祉協議会事務局長

山口 勇樹（連絡先 電話 090-6550-2344）

雄岡山福祉会理事

総毛 秀子（連絡先 電話 090-6604-0939）

## 10 利用者に対しての保険

(ア)保険名称 日本スポーツ振興センター災害共済給付

(イ)保険の内容 死亡 3,000万円（半額になる場合あり）

障害 44万円～

負傷 療養に要する費用の4/10（但し、5,000円以上のもの）

## 11 非常災害時の対策

(ア)避難・消火訓練 月1回実施

(イ)災害時の避難場所 深津小学校・近隣公共施設など（状況によって変更の場合あり）

(ウ)緊急時の連絡方法 ブレインのお知らせ機能

## 給食について

非常時の備え

園では非常時に備え、食品を備蓄しており、ローリングストック及び防災教育の観点から、定期的に給食で提供しています。

## 12 災害時（台風・火災・地震・大雨等）への対応

(ア)「大雨・暴風警報など」通常の気象警報が発令された場合

- ・保育を実施しますが、子供の安全確保に万全を期すため、家庭での保育が可能な方は、家庭での保育をお願いします。
- ・状況によっては園からお迎えをお願いする場合がありますので、すぐに迎えに来られる体制を取っておいてください。

- ・公共交通機関等や電気・ガス・水道などのライフラインに相当な被害が予見される場合は、避難行動をとる可能性が高いため、勤務等やむを得ず保育を必要とする方のみ受け入れとします

#### (イ)休園

##### 「特別警報」が発令された場合

- ・午前7時現在、「特別警報」が発令されている場合
- ・また、「特別警報」が解除された場合でも、当日は「休園」とします。

##### 電気・ガス・水道などのライフラインが停止した場合

##### その他保育に支障をきたす被害があった場合

#### (ウ)家庭保育へ切り替え

- ・洪水による当園地域で「高齢者等避難」(警戒レベル3) や、「避難指示(緊急)」(警戒レベル4)、「緊急安全確保」(警戒レベル5) が発令された場合
- ・午前7時現在、「高齢者等避難開始」(警戒レベル3) や、「避難指示(緊急)」(警戒レベル4)、「緊急安全確保」(警戒レベル5) が当園地域に発令されている場合
- ・保育時間中に「高齢者等避難開始」(警戒レベル3) や、「避難指示(緊急)」(警戒レベル4)、「緊急安全確保」(警戒レベル5) が当園地域に発令された場合速やかにお迎えに来てください。  
＊避難所へ避難している場合は、ブレインお知らせ配信や掲示等にてお知らせしますので、避難所へお迎えに来ていただくようお願いします。

### 13 守秘義務及び個人情報の取扱に関する事項

(ア)個人情報保護に対する基本方針及び情報の取り扱いについては、「えんのしおり」のとおりです。

(イ)園で撮影した写真を園内に掲示したり、園関係資料やSNSに掲載したりいたします。

園内掲載は、掲載許可確認をいたしません。

外部への写真掲載は、顔が出ないように配慮しております。

顔を出しての掲載になる場合は、保護者の方への確認を再度させていただきます。

(ウ)保護者様が、園で写真等を撮影された場合、ご自身のお子様以外の方をホームページ、ブログ、SNS等に投稿することを固くお断りいたします。

### 14 虐待の防止のための措置

当園は、子どもの人権擁護、児童虐待の防止を啓発・普及するための研修などを職員に對して実施しています。

「西宮北口こどもの園 虐待防止マニュアル」を定めています。

連絡の有無に関わらず、欠席が続く場合は園から保護者、緊急連絡先に記載のある番号に架電する事があります。

電話がつながらない時は、市の関係機関と情報を共有し、園や市職員が家庭訪問する事があります。

## 15 他園や小学校との連携

他園へ転園する際は、円滑な保育の実施のため、転園元から転園先へ児童の育ち等に関する記録について情報提供することがございます。

また、就学に際しては子どもの育ちを支えるための資料（指導要録）を園から就学先の小学校へ送付します。

## 16 設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否か

無

### 別表

#### 1 利用者負担以外の徴収金について

項目	内容、負担を求める対象者	金額
寝具リース代	寝具に係わる費用（0歳～4歳児）	月額 1,300円
主食費	3歳児以上	月額 1,500円
副食費	3歳児以上	月額 5,000円

※その他、行事に係る費用等については、事前に保護者に説明・同意の上、徴収するものとする。

#### 2 延長保育に係る利用者負担

●保育標準時間認定の方…【朝 延長 7:00～7:30】

【夕 延長 18:30～21:00】

30分ごと 月極2,500円 日割200円

●保育短時間認定の方…【朝 延長 7:00～8:30】

【夕 延長 16:30～21:00】

30分ごと 月極2,500円 日割200円

※19:00以降の延長保育を利用の際は、軽食を用意いたします。

別途料金 250円

（朝プレインで19:00以降としていた場合で、軽食が不要になった場合、又急遽軽食が必要になった場合は12:00までにご連絡お願いいいたします。 なった場合料金をいただきます。急遽必要になった場合は軽食の用意できません。）